令和８年度第３回愛媛地方最低賃金審議会　議事録

日時

令和８年７月 31 日（金）13：25～13：54

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
（松山市若草町４番地３　松山若草合同庁舎７階）

出席者

公益代表委員
　森本会長、井上会長代理、五領田委員、園田委員
労働者代表委員
　高橋委員、竹箇平委員、寺田委員、長岡委員、野村委員
使用者代表委員
　小池委員、西岡委員、村上委員
事務局
　丹羽愛媛労働局長、沖田労働基準部長、小玉賃金室長、髙尾賃金指導官、
　河端賃金係長

議題

１　開　会
２　中央最低賃金審議会による地域別最低賃金額決定の目安の伝達について
３　その他
４　閉　会

議事

○賃金室長
　お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。
　本日は、公益代表の武井委員、使側代表阿部委員、武内委員が欠席されておりますが、12 名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。
　それでは、森本会長、これからの議事進行よろしくお願いいたします。

○森本会長
ただ今から、第３回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。
各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。
本日の会議は公開としておりますが、傍聴される方におかれましては注意事項を守って傍聴いただきますようにお願いいたします。
それでは、議事次第により議事を進めます。
議事項番２「中央最低賃金審議会による地域別最低額決定の目安の伝達について」に入ります。
事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長
初めに、中央最低賃金審議会の戎野会長代理からのビデオメッセージを御視聴いただきます。
こちらは、委員の皆様に改定目安の内容の御理解を深めていただきやすいよう、全国で導入されているものです。予め放映するメッセージが資料のどの部分に対応しているかをお知らせしておきます。
まず、ビデオメッセージが始まりますと、メッセージ放映の趣旨、最低賃金の位置付け・考慮要素、そして目安の位置付けなどの導入部分がございます。
続いて、３：40 頃から、公益委員会の「目安のポイント」の説明に入り、「労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の支払能力」の順に３要素それぞれの評価ポイントの説明があります。７：30 頃から、資料 20 ページから始める「各ランクの引上げ額の目安」、11：10 頃から、資料 24 ページの「目安制度の在り方に関する全員協議会」取りまとめに基づく各地賃への期待等の説明となりますので、御承知おき下さい。
それではメッセージの再生させていただきます。

○中央最低賃金審議会戎野会長代理（ビデオメッセージ）
今年度も、目安の位置付けの趣旨や、中央最低賃金審議会がとりまとめた令和８年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長が伝えるべきところですが、今年度は諸般の事情により会長代理である私からお伝えすることとなりました。今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨につきまして、理解を深めていただく機会になればと思っております。
最低賃金は、最低賃金法第１条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。
通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の３要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申を尊重して、各都道府県労働局長が決定

するものであります。
引上げ額検討にあたりましては、考慮する要素として、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げると次のとおりであります。
まず、最低賃金は法定の３要素である、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっています。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法定されています。
その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すことになっています。
また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を求められており、近年の主な配意内容は、中長期の金額目標と、地域間格差是正であります。
次に、目安の位置付けです。
令和５年全員協議会報告や、令和８年度目安小委員会報告に記載しているとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。
したがいまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。
地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員会見解で述べている３要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上で決定することが望ましいと思っております。
三番目は令和８年の目安のポイントです。今年度の目安に関する公益委員見解のポイントを御説明したいと思います。
今年度の目安については、３要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で６回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。
３要素のそれぞれの評価のポイントについて申し上げます。
まず「労働者の生計費」についてです。消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く場合」を基準に、昨年度の審議で、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていたことに鑑み参考にした、「頻繁に購入」する品目や「１か月に１回程度購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」などの指標について、今年度も引き続き参照し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断いたしました。
こうした中、消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く場合」、「食料」、「基礎的消費支出」、「１か月に１回程度購入」する品目は、引き続き上昇局面にありますが、昨年より上昇率は鈍化していると判断しました。
次に、「賃金」についてです。連合、経団連、日商の調査結果では、昨年に引き続き高

い水準となっていることを確認いたしました。

また、厚生労働省の 30 人未満企業を対象とした賃金改定状況調査では、第４表①・②・③における賃金上昇率はいずれも昨年の結果を上回っております。大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30 人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られます。その一方で、企業規模にかかわらず高水準での賃金引上げの状況が継続していると判断いたしました。

最後に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

支払能力については、決め手となる指標がなかなかないわけですが、例年どおり、賃金改定状況調査の第４表が支払能力を反映したものであるということを意識するとともに、売上高経常利益率や従業員一人当たり付加価値額の動向等も確認いたしました。その際、企業の利益が改善の傾向にあること、賃金改定状況調査結果の第４表における賃金上昇率が平成 14 年以降で過去最大となっていることは考慮すべきであるものの、価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在していると考えました。また、中東情勢の影響により、国内企業物価指数について、足下で上昇している点についても留意いたしました。

今年度示した目安について、これまで述べてきましたように、３要素のデータを総合的に勘案して目安を示すに当たっては、生計費については、昨年度に引き続き、消費者物価が上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が高いことに着目するが、その上昇率は、昨年より鈍化していることを考慮しました。一方、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していることを考慮しました。また、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることを考慮しました。賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意すると、目安額は、全国加重平均としては、今年度は 4.9%、55 円を基準として、ランク別の目安額を検討することとしました。

次に、ランクごとの目安額について、近年配意を求められている政府の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれているほか、そもそも目安が全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであることに鑑みまして、中央最低賃金審議会として、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第４表①・②における賃金上昇率がＣランクとＢランクが同率となり、Ａランクよりも高くなっていること、第４表①・②・③におけるＡランクとＢランク、ＢランクとＣの差が昨年より拡大していることなどを考慮しますと、

Ａランクと比較して、Ｂランクを相対的に高くするとともに、Ｃランクを昨年度以上に高くすることが適当と考えました。

これらのことを考慮した結果として、具体的には、Ａランク 54 円・4.5％、Ｂランク 56 円・5.2％、Ｃランク 56 円・5.4％としたところであります。

なお、公益委員会で参照したデータにつきましては、別添の「参考資料」としてまとめてあります。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれていますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考していただけるかと思います。また、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくため、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータ有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中でありました。これについては、各労働局には伝達されると承知していますので、適宜参考にしていただきたいと思います。

次に「目安制度に関する全員協議会」の取り組みについてです。

中央最低賃金審議会では、昨年度の地方での審議結果を踏まえまして、令和８年６月 23 日に「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和８年度以降の審議に向けて「論点と考え方の整理」を取りまとめました。地方最低賃金審議会には、ここに記載の「対応方針」を丁寧にお読み取りいただき、これを踏まえた審議を行っていただくことを改めて要望いたします。

最後に、これまで述べてきましたとおり、目安額を示すにあたりましては、様々な資料やデータに基づいて公労使で真摯な議論を重ねてきたところであります。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき、公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について注目し、見守っていきたいと思います。

○賃金室長

以上でビデオメッセージは終了ですが、簡単に補足させていただきます。

改めて目安の答申の資料を御覧下さい。13 ページ目のところで、ただ今の説明にもありましたけれども、昨年度と同様に労使の意見の一致には至っていないということです。

結果として７月 28 日の中賃本審で、15 ページにある別紙１の公益委員見解、それから 81 ページにある別紙２の小委員会報告、これを各地方審議会に提示するという答申がなされたところでございます。

13 ページに戻って目安の答申文を御覧いただくと、記４以降が中賃から政府に対する要望の内容でございます。昨年度も同じようなものがございました。４番は、中小企業が継続的に賃上げできるための価格転嫁対策。５番は、生産性向上支援のための業務改善助成金や、それ以外のキャリアアップ助成金等の支援策。６番は、価格転嫁・取引適

正化のさらなる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業継承等による事業再編の推進などの中小企業経営基盤の強化、こういったところは昨年度と同様でございます。

それから７番、８番が価格転嫁対策の更なる踏み込んだ要望で、７番が取適法・振興法の着実な執行をするための体制強化、８番が取適法対象外への対策の要望でございます。

９番が、ＢｔｏＣという価格転嫁がなかなか難しいところへの消費者の理解を求めていくというものでございます。

10 番が官公需について、11 番が「省力化投資促進プラン」の更なる充実、拡充について、12 番が各種助成金等の充実及び活用促進、13 番が昨年同様、年収の壁についての要望となっています。

続きまして、別紙１公益委員見解でございます。こちらはビデオメッセージどおりでございますけれども、引上げ目安がＡランクで 54 円、Ｂ・Ｃランクで 56 円ということになっております。公益委員見解は改めて御確認いただけたらと思います。

続きまして、参考資料の説明をしてまいります。27 ページの消費者物価指数の対前年比上昇率の推移でございます。昨年同様、持家の帰属家賃を除く総合とその下の４つの指標が用いられたものです。

こういった４つの指標から、生計費を出したところでございます。具体的に 28 ページに頻繁に購入する品目と１か月に１回程度購入する品目の構成が載っておりますので、後で御参照いただけたらと思います。

この４つの指標の対前年比上昇率の平均が、先ほども出ましたけれども、頻繁に購入する品目で 1.2%、それ以外でも 2.3%、2.2%、4.3%というような数値となっております。

続いて 29 ページから 30 ページに、エンゲル係数であるとか、あるいは生計費に関するアンケート結果等、生計費に関するデータが載っています。

続いて、31 ページに中東情勢の影響データが載っています。

続いて、32 ページ以降が賃上げの状況でございます。32 ページの連合から始まって、34 ページの経団連、35 ページで日商とそれぞれの集計結果になっています。36 ページは賃金改定状況調査の第４表のランク別賃金上昇率の推移のグラフになっております。

37 ページがフルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較で、フルタイム労働者の賃金の平均中央値に対して、最低賃金の額というものがどの程度の割合であるのかというものを国際比較で、フルタイム労働者の賃金の平均中央値に対して、最低賃金の額というものがどの程度の割合であるのかというものを国際比較したものです。38 ページがその内容です。

39 ページ以降が、法人企業統計による企業収益になっております。40 ページの赤枠で囲んだ部分が、資本金 1,000 万円以上の企業の経常利益率です。赤枠の下の部分が、規

模ごとの経常利益率になっておりまして、大きな規模の法人ほど、利益率が高くて、規模が小さくなるにつれて、利益率が低くなっています。

41 ページが従業員一人当たり付加価値額の推移となっております。42 ページが労働分配率になっております。ここも赤枠で囲んだ箇所がありますけれども、資本金規模が少ない企業ほど、高い割合で推移しています。

これらの指標のとおり、大企業と中小企業で、二極化していることが状況として見て取れるかと思います。

43 ページから 46 ページは省略させていただきまして、続いて 47 ページから 50 ページが、価格転嫁の状況でございます。

51 ページ以降が倒産件数の状況で、昨年度の倒産状況や失業率、求人関係などが記載されております。

続いて説明するのが、81 ページ別紙２「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」でございます。この別紙２の小委員会報告が、中賃の目安小委員会から、各地方審議会に報告された内容になっております。

こちらで御確認いただいたのは、81 ページから始まる労働者側見解と 82 ページから始まる使用者側見解がそれぞれございますので、また御参考にしていただければと思います。

以上でございます。

○森本会長

議事項番３「その他」に入ります。

事務局から、愛媛県最低賃金の今後の審議スケジュールの説明がありますので、お願いします。

○賃金室長

愛媛県最低賃金地賃専門部会の日程について、お知らせします。

第１回専門部会は、本日、本審終了後に予定しております。本審終了後、各側委員に先ほど行いました目安の伝達について協議をしていただきまして、14 時 15 分から第１回専門部会をこの会場で開催したいと思います。

第２回専門部会は、８月５日（水）13 時 30 分から、開催を予定しています。

事務局からは以上でございます。

○森本会長

あらかじめ用意された議題はすべて終了しておりますが、資料の中で、説明いただけていないものもありますので、事務局より説明願います。

○賃金室長
　資料１ページの資料№.１につきましては、「日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026」等についてです。令和８年７月 21 日に「日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026」が閣議決定されました。愛媛地方最低賃金審議会においても配意した調査審議を愛媛労働局長からお願いするものです。
　説明は以上です。

○森本会長
　以上をもちまして、第３回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。
　なお、愛媛地方最低賃金審議会第１回愛媛県最低賃金専門部会は、この後、各側協議の後、14 時 15 分よりこの会場で開催いたしますので、委員の方は、引き続きよろしくお願いいたします。